

令和3年度 農地中間管理事業活動方針

公益財団法人群馬県農業公社
(農地中間管理機構)

1 機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

(1) 機構

さらなる農地集積・集約化を図るため、市町村域を超えた農用地に係る情報の蓄積と提供を充実させ、出し手及び受け手の掘り起こしとマッチングを積極的に行います。

(2) 県・農業事務所

- ① 県及び農業事務所は、「人・農地」政策推進会議を主宰して、事業の進捗管理を行います。
- ② 農業事務所毎に担い手農家、農業委員・農地利用最適化推進委員等との意見交換会を開催し、機構の活用拡大につなげます。

(3) 市町村

- ① 市町村は、機構との業務委託契約を締結し、農地の出し手及び受け手の情報把握と掘り起こしのほか、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を分担します。
- ② 機構集積協力金や補助事業及び税制措置等、機構を活用したメリットを関係者へ周知するなど、事業活用に向けた取り組みを進めます。
- ③ 人・農地プランの実質化に向けた座談会の開催や実現のための各種施策を実施し、それを契機とした出し手及び受け手の掘り起こしや重点区域・モデル地区での事業推進を行います。

(4) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

- ① 農業委員や農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実質化に向けた座談会の開催や実現のための各種施策を実施し、地域ニーズと担当区域の個別相談等を通じた農用地に係る情報（権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・受け手等）の把握により、農地利用の最適化に向けたマッチングの実施等、機構と連携した活動を推進します。
- ② フェーズⅡ（農地情報公開システム）の適切な運用と積極的な活用、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを周知

します。

(5) 農業会議

農業会議は、農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催など、機構活用に向けた取り組みを行います。

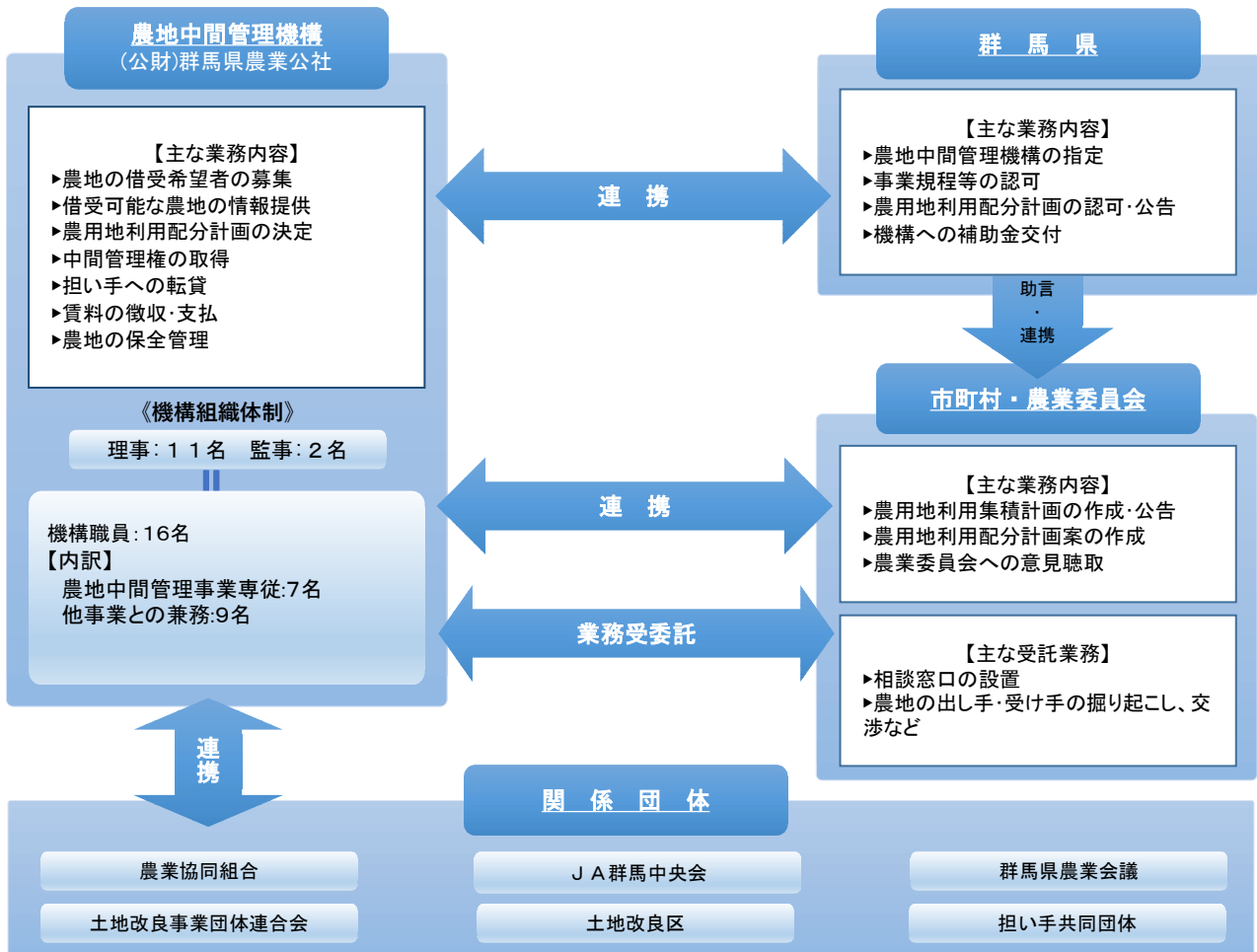
(6) JA及びJA群馬中央会

- ① JAは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村の協力を得ながら、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを関係者へ働きかけます。
- ② JA群馬中央会は、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援と併せて、法人化後の機構活用に向けた取り組みについて主体となって推進します。

(7) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会

- ① 土地改良区は農村整備事業の実施及び計画区域内における人と農地の状況に精通しており、機構活用の取り組みに向け連携を図っていきます。特に機構関連事業を計画する地区においては機構が全関係農地の借入を求められることから、農村整備事業の計画段階から、機構活用の取り組みを土地改良区をはじめとする関係機関と連携しながら推進します。
- ② 土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、機構との連携が図れるよう支援します。

2 関係機関との連携体制



3 重点的に取り組む事項

(1) 農地中間管理事業の実施体制の充実・強化

- ① 地域の実情に合わせた農地の集積・集約化を図るなどの取組に繋げるため、「人・農地プラン」の実質化を推進する話し合い等に積極的に参画します。
- ② 県・市町村・農業委員会が実施する各種施策と協調し「人・農地プラン」の実現を支援するため、農地情報や担い手情報を共有するなど関係機関との連携を強化します。
- ③ 市町村・関係団体との業務委託を拡充する等により実施体制を充実し、受け手のニーズと出し手の要望等とのマッチングを強化し、農地の集積・集約化を加速します。

(2) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

- ① 安定的な農地の貸借や機構集積協力金の活用等、事業のメリットについて様々な機会を捉えて積極的に周知し、事業の利用拡大及び農地の集積・集約化を促進します。

- ② 関係機関が土地改良事業計画策定段階から支援・情報共有することにより、効果的・効率的な農地集積を図ります。

(3) 事務手続きの見直し

農地中間管理事業の活用では、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の作成が必要であったが、地域の話し合いを通じて出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、農用地利用集積計画で一括して権利設定を行う方法を積極的に導入し、手続きの簡素化と転貸までの時間の短縮を図ります。

なお、導入には市町村等の理解が不可欠であることから、市町村等への積極的な働きかけを行うこととします。

4 集積目標

令和3年度 転貸面積 530ha

5 重点区域・モデル地区

重点区域（事業規程第4条に定める区域）及びモデル地区（重点区域のうち、2年以内に事業を活用して、農地の集積・集約化に大きな成果が出せる地区で、他への波及効果など事業実施のモデルとなるものとして定めた地区）を設定し農地集積・集約化の加速化を図ります。

6 その他

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

① 事務処理の標準化とデジタル化

農地中間管理事業における事務の標準化に取り組み、デジタル化が可能な業務・帳票については積極的にデジタル化を行い、正確かつ迅速な処理と業務の効率化を図ります。

② 「IoT」の活用

現地・現場において「IoT」を活用したデータ利用（収集、送受信等）を可能とすることで、業務の効率化を図ります。

(2) 広報業務の活性化

① 戦略的なプロモーション活動

これまでの全県を対象とした広報に代えて、ターゲットを絞り込み、適した内容やメディア・方法を選択した上で、効果的なプロモーション活動を展開します。

② 借受応募者への情報提供

貸付希望申出のあった農用地の情報を四半期毎にとりまとめ、公社ホームページ等を通じて随時、情報提供するとともに、機構に借

受申出を行った申出者に対して四半期毎に情報更新の通知を行うことで、貸付希望申出農地のマッチングに取り組めます。